科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 6月15日現在

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2007~2008課題番号:19520107

研究課題名(和文) 「市民的様式」としてのゴシックの確立

一ロンドン王立裁判所に関するデザイン史的研究—

研究課題名(英文) The Establishment of Gothic as a National Style:

A Design History Study of the Royal Courts of Justice in London

研究代表者

近藤 存志 (KONDO ARIYUKI)

フェリス女学院大学・文学部・准教授

研究者番号: 00323288

研究成果の概要:

1830年代に行われた英国国会議事堂の設計競技では、ゴシック様式ないしはエリザベス朝様式を使用することが設計条件として示されていた。それから約30年を経て開催されたロンドン王立裁判所の指名設計競技では、様式上の規定が設けられなかったにもかかわらず、すべての応募案においてゴシック様式が採用されていた。本研究では、盛期ヴィクトリア朝社会において、ゴシック様式が大都市の中心部に位置する大規模公共建築に適した建築様式として認知されるに至った事実に着目し、19世紀英国のゴシック・リヴァイヴァルを「国民的・市民的様式」として解釈した。

交付額

(金額単位:円)

			(亚版十四:17)
	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
2008 年度	600, 000	180, 000	780, 000
年度			
年度			
年度			
総計	1, 700, 000	510, 000	2, 210, 000

研究分野: イギリス芸術文化史・デザイン史 科研費の分科・細目: 芸術学・芸術史・芸術一般

キーワード: イギリス芸術文化、イギリス建築史、デザイン史、ゴシック・リヴァイヴァル、 ゴシック建築、ロンドン王立裁判所、ヴィクトリア朝文化

1. 研究開始当初の背景

1830年代後半に始まった英国国会議事堂の再建事業は、ゴシック様式が英国の「国民的・市民的様式」(National Style)として認識され、公共建築に採用された最初の記念碑的事例であった。設計競技では採用すべき様式が「ゴシック様式ないしエリザベス朝様式」に限定され、いわば国家主導でゴシック様式を「国民的・市民的様式」としてみなす

傾向・風潮が生み出された。しかし実際に建設された国会議事堂のデザインは、パラーディオ風(古典主義的)の外観構成をゴシックの装飾で覆ったものであって、厳密な意味でのゴシック建築ではなかった。古典主義様式とゴシック様式という歴史上の様式との連続性を維持した折衷的デザインは、ニコラウス・ペヴスナーが英国の国民性として指摘した「囚われのない精神」の表出として解釈し

得るものであり、英国国会議事堂の外観デザインに実現した「古典主義的ゴシック建築」はまさに、英国の国民性と結びついた「国民的・市民的様式」として理解されるものであった。筆者は、平成16年度から2年間にわたって科学研究費(若手研究B)の交付を受けて行った研究「英国国会議事堂に関するデザイン史的研究—A・W・N・ピュージンと『英国性』の表現」において、この英国国会議事堂のゴシック様式に表わされた「英国性」について注目した。

その後、筆者は、英国国会議事堂の設計競技以降、盛期ヴィクトリア朝時代の大規模公共建築の分野におけるゴシック様式の用いられ方に関心を向けることになった。とりわけ英国国会議事堂の設計競技から30年余りを経て、1860年代後半に建設計画が本格化したロンドン王立裁判所は、今日、盛期ヴィクトリア朝ゴシック最末期の代表的公共建築として知られ、英国国会議事堂と並んで盛期ヴィクトリア朝時代のゴシック理解の変遷を考察するうえで最も注目すべき事例と思われた。

ロンドン王立裁判所の設計競技では、特定の様式の使用が条件として提示されていたわけではなかった。それにも関わらず、設計競技に参加した11名の建築家は、全員、ゴシック様式を用いて応募案を作成した。これは、公共建築分野におけるゴシック様式の定着を強く印象付ける出来事であった。また、公公共主義判所では、英国国会議事堂のというなゴシック様式と古典主義様式の融トとよる周囲を圧倒するようなモニュメント性が追求されたわけではなく、代わって周辺の街並みと調和した外観デザインが実現されることになった。

こうした点に注目して、本研究では英国国会議事堂の再建事業に萌芽的に現われた《英国性の表徴としてのゴシック様式》が、19世紀後半の英国社会において「国民的・市民的様式」として成熟するに至った背景とプロセスを、ロンドン王立裁判所のゴシック・デザインに注目しながら考察することにした。

2. 研究の目的

本研究は、建築家ジョージ・エドムンド・ストリートのライフワークとなったロンドン王立裁判所のゴシック・デザインを事例に、19世紀後半の英国のゴシック様式による大規模公共建築がいかに当時の時代精神と市民社会を造形化し、空間的に表現し得たかを観察し、英国国会議事堂の再建事業に萌芽的に現われた《英国性の表徴としてのゴシック様式》が、19世紀後半の英国社会において、より一層都市部の市民生活と結びついた「国民的・市民的様式」として確立されるに至ったその過程と社会的背景を明らかにするこ

とを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、特に以下の4つの観点から考察を進めることにした。

(1) ロンドン王立裁判所の設計競技と公共建築におけるゴシック様式の使用

1860 年代後半に開催されたロンドン王立 裁判所の設計競技の諸条件および同設計競 技に参加した 11 名の建築家による応募案を 比較検討することで、盛期ヴィクトリア朝時 代の公共建築におけるゴシックの定着度に 注目した。

(2) ロンドン王立裁判所におけるゴシック様式による「英国性」の表現

設計競技に勝利した建築家ストリートの 応募案は、1860年代後半から1870年代にか けてジェイムズ・ファーガソンらの建築評論 家によって激しい批判にさらされた。19世 紀英国において公共建築のデザインに関す る社会的関心が拡大する中で、ロンドン王立 裁判所のゴシック・デザインに対して世論は どのような反応を示したのか。ロンドン王立 裁判所のデザインに関する論評記事 (Times、 The Athenaeum、Architect、The Builder 他) や、 ストリート自身が自らのデザインについて 著した文書 (Explanation of his Design for the Proposed New Courts of Justice および The New Courts of Justice: Notes in Reply to Some Criticisms) に注目することで、盛期ヴィク トリア朝時代の英国がこの大規模公共建築 のデザインに求めた「国家的モニュメント 性」=「英国性」を、ストリートがゴシック 様式によって如何に実現しようとしたか検 討した。

(3) ストリートのアングロ・カトリック的キリスト教信仰とゴシック観

ストリートのゴシック観を把握することを目的に、彼のキリスト教信仰に注目した。アングロ・カトリック的キリスト教信仰の精神と人脈は、ラファエル前派やアーツ・アンド・クラフツ運動など、19世紀中葉の諸芸術運動に多大な影響を及ぼした。ロンドン王立裁判所を含む盛期ヴィクトリア朝ゴシックの建築運動も例外ではなく、自らエクレシオロジストであり、イングランド国教会オリクスフォード教区付建築家であったストリクスフォード教区付建築家であったストリック的キリスト教信仰が少なからず影響を及ぼしていたであろうと考えられる。

(4) 近代英国における「国民的・市民的様式」 としてのゴシックの成熟過程―英国国会 議事堂からロンドン王立裁判所まで ロンドン王立裁判所の設計競技および実施案に関する世論の反応を、当時の新聞、雑誌等に掲載された関連記事を中心に収集し、建築家、公的機関、一般大衆がそれぞれゴシック様式による公共建築に対しいかなる意識を抱いていたかを把握することで、ゴシック様式が19世紀後半の英国において「国民的・市民的様式」として成熟し、確立されるに至った過程を検討した。

4. 研究成果

(1) 採用様式の一致

1867年2月、ロンドン王立裁判所の設計 競技に招かれた 11 名の建築家たちの応募案 が、建設用地近くの特設会場で一般に公開さ れた。同年の夏まで開催されたこの展示会に おいてもっとも鑑賞者の目を引いたのは、当 時の英国建築界を牽引していた建築家たち が共通してゴシック様式を採用していた点 であった。1830年代に開催された英国国会 議事堂の設計競技では、使用様式が「ゴシッ ク様式ないしはエリザベス朝様式」に限定さ れていたのに対し、ロンドン王立裁判所では 様式に関する条件は一切示されず、個々の建 築家の判断に完全に委ねられていた。それだ けに11名の建築家が示し合せたかのように 同一の様式を用いて応募案を提出したこと は驚きを持って受け止められた。

近代英国におけるゴシック様式のリヴァイヴァルを支持していた人々は、大英帝国の近代的繁栄を象徴し得る大規模公共建築の設計競技がゴシック様式一色で展開したことを大いに歓迎した。すべての応募案が一応にゴシック様式を自主的に採用した事実は、それまで教会建築と邸宅建築を中心に採用されてきた中世の建築様式が、英国の「国民的・市民的様式」として広く認知されるようになったことを示唆していたからである。

一方、こうした様式上の一致に対しては、 批判的見解も示された。たとえば建築に関する著名な著述家であったジェイムズ・ファー ガソンは、一般公開された一連の応募案を 「みせかけの中世主義」(masquerade of Medieavalism)と批判した。

(2) 外観デザインの重視と「国民的・市民的様式」の実現への期待

ゴシック様式による応募案についてファーガソンが批判的に用いた「みせかけの中世主義」という表現は、実際のところこの設計競技のある側面を言い当てていた。なぜならば提出された11応募案はいずれもゴシック様式を採用していたという点では確かに中世主義(Medieavalism)的であったものの、厳密な意味でのゴシック建築と呼び得るものは一つとしてなかったからである。すべて

の応募案に、共通して、中世ゴシック建築の変化に富んだ外観構成を古典主義建築特有の荘重さと結び付けようと苦心した形跡が認められた。ラファエル・ブランドンのように大規模な塔の配置によって全体としては左右非対称な輪郭を生み出した応募案から、ヘンリー・ロックウッドの古典主義的な左右対称性を前面に押し出した応募案まで、多様なデザインが提案されたが、いずれの案においても、ゴシック建築の有機的構造と古典主義的な規則性と重厚感を折衷させた表現が試みられていたのである。

当代を代表する選りすぐりの建築家を招 いた設計競技だけに、審査は難航し、結局、 英国国会議事堂の建築家であった故チャー ルズ・バリーの息子エドワード・M・バリー とジョージ・ギルバート・スコットの下で働 いた経験を持つジョージ・エドムンド・スト リートの二人が協働設計者として指名(Cf. New Courts of Justice: Copy of Treasury Minute of the 23rd day of December 1865; of the Award of the Judges; and, further Correspondence relative thereto, 17 June 1868, House of Commons Parliamentary Papers.) されるとい う結論に至った。設計競技の覇者を一人に絞 ることができなかった主たる理由は、平面計 画と内部の空間配置についてはバリーの応 募案が明らかに他を圧倒していたにもかか わらず、外観デザインの芸術性についてはス トリートの応募案がもっとも優れていると 判断されたからであった。

しかしこの協働設計案はまもなく見直さ れることになった。当時、英国国会議事堂の 真の設計者をめぐる論争がチャールズ・バリ ーとA・W・N・ピュージンの両遺族の間で 激化して、社会的関心の的になっていた(拙 論 "The Unsolved Victorian Controversy: Who was the Bona Fide Architect of the Houses of Parliament?"『聖学院大学論叢』19 巻 2 号、 2007年、pp. 125-138を参照)。この論争は、 はからずも個性的な二人の建築家が一つの 建築物を協働設計することの難しさを露呈 することになった。こうした事態を受けて、 審査委員会はストリートの応募案を当選案 とする決定を下した。このことは、審査委員 会がバリーの応募案の利点である「空間的機 能性」よりも、ストリートが提案していた「芸 術性の高い外観」の実現により重要性を置い たことを意味した。無論、バリーはこうした 決定を容易に受け入れることはできなかっ た。そもそもロンドン王立裁判所の設計競技 では、裁判所としての効率の良い空間配置の 実現が最優先事項とされ、各応募案はその 「様式や芸術性」ではなく「内部空間の機能 性と効率性」に基づいて審査される旨、前も って明らかにされていたからである(Cf. J. Summerson, Victorian Architecture: Four Studies in Evaluation, New York and London, 1970, p. 94)。しかしながら、19世紀当時の 建築設計競技は、今日のように明確な指針の もとに厳格に実施されたものでは必ずしも なく、基本的な規定や条件が建築家たちに指 示されないまま設計競技が開催されたり、応 募案の審査の過程で突如、審査方針そのもの の変更が発表されることも珍しくなかった (Cf. R. H. Harper, Victorian Architectural Competitions: An Index to British and Irish Architectural Competitions in The Builder, 1843-1900, London, 1983, p. xiii)。いずれにし てもここで注目すべき点は、当初、公にされ ていた方針を転換してまで、審査委員会が芸 術性の高い外観デザインの実現にこだわる ことになったという事実であり、その背景に は当時(盛期ヴィクトリア朝時代)の英国に あった公共建築に「国民的・市民的様式」の 実現を期待した風潮があったと考えられる。

(3)「国民的・市民的様式」の確立に向けた国家的取り組み

美術史家ロイ・ストロングが指摘している とおり、「19世紀前半、ヨーロッパ全域にお いて、近代国家を形成し、それを維持する上 で必要不可欠な存在であった一般大衆の心 を捉え、まとめることのできる、十分に強力 な国家的神話を創造するための意識的な試 みがなされていた」(R. Strong, Painting the Past: The Victorian Painter and British History, London, 2004, p. 42)。 英国では 1830 年代ま でに、「産業化を達成した自分たちの国が、 ドイツやフランスといったヨーロッパのラ イバル国に対して、いかにその芸術的アイデ ンティティを主張し得るか」(J. McLean, "Prince Albert and the Fine Arts Commission", The Houses of Parliament: History, Art, Architecture, London, 2000, p. 213.) という問 題が社会の関心を集めるようになっていた。

政府による芸術活動の支援を訴えていた エドワード・エドワーズは、1840年に「公共 建築物のために制作される歴史画や記念碑 的な彫刻を通して、国家による芸術活動の後 援を実行すべきである」と主張し、当時建設 途中にあった英国国会議事堂に自らの主張 を実践に移す絶好の機会を見出した。その年 の内にエドワーズの主張は政府の政策となり、アルバート公を委員長に「国民的・市民 的様式」の確立を目指した諸芸術活動を国と して奨励・後援する専門委員会が正式に発足 した。

そもそも英国政府が「国民的・市民的様式」の確立を念頭に諸芸術活動の後援に積極的に乗り出すことになった背景には、バイエルン国王ルートヴィッヒ1世の自国芸術に対する積極的後援と、その成果であるミュンヘンの一大芸術都市としての発展があった。ルー

トヴィッヒ1世の政策は、政府主導の諸芸術 活動が近代国家を形成する一般大衆・国民の 心を捉える国家的神話を視覚化し、造形化・ 空間化し得ることを証明していた。芸術が国 家や国民の威信を表徴することができると いう事実は、盛期ヴィクトリア朝時代の英国 社会にも大きな刺激を与えた。絵画の分野で はウィリアム・ダイスのフレスコ画《国王エ セルバードの洗礼》(1846年)やフォード・ M・ブラウンの《ジョン・オブ・ゴーントに 自らの翻訳聖書を読んで聞かせるジョン・ウ ィクリフ》(1847年頃)など、英国の栄光に 満ちた歴史を讃える歴史的主題画が描かれ (拙論 「フォード・マドックス・ブラウン 画《ジョン・オブ・ゴーントに自らの翻訳聖 書を読んで聞かせるジョン・ウィクリフ》に おける『キリスト教的中世』の主題」『フェ リス女学院大学文学部紀要』44号、2009年、 pp. 75-97 を参照)、公共建築の分野では繁栄 した大英帝国を象徴するのに相応しい歴史 的モニュメント性を備えた建築物の実現を 求める風潮が生まれた。

ロンドン王立裁判所の設計競技に招かれ た建築家たちのほとんどは、こうした社会的 期待に応えようとする意図を持って応募案 を作成していた。ストリートも、大英帝国の 「司法の殿堂」に相応しい堂々とした建築物 を提案することで大衆の期待に応えるとい う明確な意図を持っていた。ストリートが 1867 年に応募案の図面とともに審査委員会 に提出した『設計趣意書』(G. E. Street, Explanation of his Design for the Proposed New Courts of Justice) には、彼が「壮大な建築的 効果」(Ibid, p. 13.) を生み出すことを意図し ていたこと、また王立裁判所を「その(裁判 所としての)機能、(盛期ヴィクトリア朝と いう) 時代、繁栄を謳歌する国家、そして(ロ ンドンという) 壮大な都市に相応しい建築 物」(Ibid, p. 62.) として設計し、実現したい と願った彼の意気込みが表明されている。

一方、盛期ヴィクトリア朝時代の一般社会も、大規模な公共建築の建設事業を「国民的・市民的様式」の確立を目指す絶好の機会として理解していた。英国国会議事堂再建にかかわる設計競技の応募案が1830年代に一般向けに展示されて以来、公的な設計競技は広く社会的関心を集めるようになっていた。ロンドン王立裁判所の設計競技への応募案が一般に公開された際にも、多くの市民が会場に足を運び、個々の応募案のデザインに関する多様な論評が新聞、雑誌等に頻繁に取り上げられた。

(4)「国民的・市民的様式」としてのゴシック の確立と新しいモニュメント性

上述のとおり、ストリートは繁栄する大英 帝国の「司法の殿堂」に相応しいモニュメン ト性をロンドン王立裁判所のデザインに実現しようとする明確な意図を持っていたが、建設用地の変更案が持ち上がったり、予算の削減が推し進められた過程で、度重なる設計の変更を余儀なくされ、最終的に建設されたデザインは、当初の設計競技当選案とは明らかに異なったものになった。

ストランド側正面を見ると、応募案では強調されていた古典主義的な規則性や重厚感、左右対称性が、中世の修道院を思わせる複雑な外観構成にとって代わられている。凹凸を繰り返すファサードの処理は、古典主義建築の「荘重な安定感」とは対極にある「無計画な混乱状態」をきたしている印象さえ与える。こうした外観デザインを持つロンドン王立裁判所は、公共建築に古典主義なモニュメント性の表現を要求していた人々には、ベックフォードの修道院風邸宅フォントヒル・アベイやウォルポールの自邸ストロウベリ・ヒルのような、いわゆる擬似ゴシック建築の一例として受け取られた(Cf. "The New Courts of Justice", Times, 19 August 1871, p. 11.)。

① 首都ロンドンの「ゲニウス・ロキ」と新 しいモニュメント性

しかし、盛期ヴィクトリア朝終焉期にさしかかって、周囲を圧倒するような古典主義様式の壮麗な公共建築を建設できる広大な敷地をロンドンの中心部に確保しようとすることは現実的ではなかった。そうした当時の社会状況に照らして、ストリートは荘重な古典主義的造形に代わる新たなモニュメント性の表現を目指すことにしたのである。

ストリートは、建設予定地の「ゲニウス・ロキ」を建築の外観デザインの決定因として重視することでロンドン王立裁判所の固有性を引き出し、しいては都市部に位置する公共建築ならではのモニュメント性のあり方・表現を模索した。その際、ストリートは「ゲニウス・ロキ」を二つのレベル―すなわち《ロンドン王立裁判所の建設用地の「ゲニウス・ロキ」》と《英国という国の「ゲニウス・ロキ」》一で捉えていたと思われる。

ストリートはまず、建設予定地とその周辺の地形、環境、景観、街区構成等を十分に配慮することで、周囲の街並みや喧騒に対応した新しいモニュメント性のあり方を追求した。具体的には近辺の生活環境や交通状況に照らして、この建物の外観が市民の視線でどのように鑑賞され得るかという点に特に注目しながら、可能な限り存在感のある外観デザインを模索した。

テムズ川に面した広大な敷地に再建された英国国会議事堂とは対照的に、ロンドン王立裁判所のために確保された建設用地は、周囲を道幅の狭い道路がめぐり、建物全体の外観を一度に鑑賞することのできるような広

場や地点は存在しなかった。ストリートの考えでは、古典主義建築に代表される左右対称で荘重な外観デザインは、その全体像が一度に視覚に入ってはじめて魅力を発揮するものであった。したがって至近距離から斜めに建物の一部分だけがかろうじて鑑賞されるような敷地上の制約を考えれば、ロンドンと立裁判所に古典主義様式を採用することがおまりの表すといった外形的な縛りのないゴシック様式を用いた方が、多様な陰影や動きに富んだ屋根の稜線を生み出すことで、結果的に建物自体の存在感を視覚的に強調することができると、ストリートは考えたのである。

一方、複雑に入り組んだ外観構成は、単な るデザイン上の効果を狙ったものではなく、 機能的裏付けをも伴っていた。ストリートは 裁判所としての用途と内部の機能的空間配 置の率直な表出として外壁をデザインする ことにこだわった。その意味では彼の設計姿 勢は、ピュージンの機能主義的ゴシック観を 踏襲していた (拙論"George Edmund Street's Patriotic-Religious Vision: The Narrative Strategy of a Gothic Revivalist", Proceedings of the 6th International Conference of Design History and Design Studies, 2008, pp. 362-365 において検討)。ピュージンは「建築美を判 断する最大の基準は、建物の目的・機能とデ ザインが適合しているか、また鑑賞者が一見 しただけでその建物が建設された目的(機 能)を了解できるように建物の様式と用途が 対応しているかという点である」(A. W. N. Pugin, Contrasts: or, a Parallel between the Noble Edifices of the Middle Ages, and Corresponding Buildings of the Present Day; Shewing the Present Decay of Taste, London, 1841, p. 1.) と述べている。ストリートも建 物の内部の空間配置や用途・目的・機能と無 関係に成立する外観デザインを批判し、「そ れらは近年、イングランドにおいて建てられ たほとんどすべての古典主義建築に共通し て認められる欠陥である」(G. E. Street, An Urgent Plea for the Revival of True Principles of Architecture in the Public Buildings of the University of Oxford, Oxford and London, 1853, pp. 3-4.) と結論づけている。

ロンドン王立裁判所においてストリートは異なる用途を持つ棟をそれぞれ個別に機能主義的に設計したうえで、裁判所全体をいわば「複数の建築物から成る一つの集合体」として構想した。その様は、あたかも中世の集落のように見える。

ストリートの機能主義的設計姿勢がもっ とも明快に実践されたのは、ストランド側正 面中央に位置する切妻壁である。これは裁判 所の中央に位置する大ホールの外壁面にあ たる。多様性に富んだ外観構成に占めるその 圧倒的な存在感は、裁判所内の複雑な動線の ハブとしてのその空間的機能の重要性を外 観デザインに率直に表出させた結果であっ た。それはまた、それまでウェストミンスター地区にあった裁判所でエントランス・ホールとして用いられていたウェストミンスター・ホールの北側正面の切妻を彷彿とさせた 点で、内部空間の用途を外観デザインから想 像することを容易にしていた。

② キリスト教国としての英国の「ゲニウス・ロキ」

ストリートが世俗建築であるロンドン王 立裁判所にキリスト教的な外観デザインを 採用した背景には、英国の「ゲニウス・ロキ」 (歴史的・文化的特性)をキリスト教国とし ての伝統に集約させることで、キリスト教的 形態・表現を国家の威信をかけた公共建築事 業のデザインに反映させようとする意識が あったと考えられる

19 世紀中葉、ラファエル前派やアーツ・ アンド・クラフツ運動などの中世回帰的な側 面を持った諸芸術運動は、しばしばイングラ ンド国教会のアングロ・カトリック的キリス ト教信仰を共通の基盤として展開された(こ れについては、筆者は"Rood Screens in Victorian Painting: The Restoration of Spatial Order in Christian Ritual", North American Victorian Studies Association, Yale University, New Haven, Connecticut, USA, November 16, 2008 として発表した)。ロンドン王立裁判所 を含む盛期ヴィクトリア朝ゴシックの建築 運動も例外ではなかった。ストリートは 1858 年に「私たちは中世主義者であり、そ う呼ばれることを大いに喜ぶ」(G. E. Street, "On the Future of Art in England", Ecclesiologist 19, 1858, p. 240.) という言葉を 残している。彼はその言葉通り、厳格なゴシ ック復興主義者であったが、その根底には常 に彼のアングロ・カトリック的キリスト教信 仰があった。ストリートによれば「ゴシック 建築」とは「キリスト教建築」と同義であり、 「ゴシック・リヴァイヴァル」とは「キリス ト教建築のリヴァイヴァル (復興)」と同義 であった (Cf. G. E. Street, An Urgent Plea for the Revival of True Principles of Architecture in the Public Buildings of the University of Oxford, 1853)。彼は、「芸術は、一般的に何よりもそ の宗教的観点から考察されなければならな V) G. E. Street, "The True Principles of Architecture, and the Possibility Development," Ecclesiologist 13, 1852, p. 247.) と主張し、キリスト教信仰を具現化すること を芸術行為の使命と見做していた。ストリー トのこうした主張は、ロンドン王立裁判所に おいては、礼拝堂や参事会会議場、回廊など

から成る一大キリスト教建築を連想させる 外観デザインに結実した。とりわけ、中央ホ ールの切妻が頂く救世主キリストの像は、中 俗建築の装飾としては異例なものであり、ス トリートがゴシック建築をキリスト教建 と同一視していたこと、さらには盛期ヴィク トリア朝社会を代表するこの公共建築物を キリスト教国の建築的象徴としてキリスト 教的外観によって完成させる意図を明確に していたことを表現している。

【付記】本研究の成果は、下記(主な発表論 文等の欄)記載の既発表論文・学会発表に加 え、"Design as Emblem: The Royal Courts of Justice in Imperial Britain"と題して 2009 年度 国際デザイン学会連合研究発表大会 (International Association of Societies of Design Research 2009)において発表(英文論 文および口頭発表)したいと考えている (2009年6月現在、第1次概要審査採択済)。

5. 主な発表論文等

「雑誌論文](計2件)

- ① 近藤存志、「フォード・マドックス・ブラウン画《ジョン・オブ・ゴーントに自らの翻訳聖書を読んで聞かせるジョン・ウィクリフ》における『キリスト教的中世』の主題」『フェリス女学院大学文学部紀要』44号、2009年、75-97頁。査読無。
- ② <u>Ariyuki Kondo</u>, "George Edmund Street's Patriotic-Religious Vision: The Narrative Strategy of a Gothic Revivalist", *Proceedings of the 6th International Conference of Design History and Design Studies*, 2008, pp. 362-365. 查読有。

[学会発表](計2件)

- ① <u>Ariyuki Kondo</u>, "Rood Screens in Victorian Painting: The Restoration of Spatial Order in Christian Ritual", North American Victorian Studies Association, Yale University, New Haven, Connecticut, USA, November 16, 2008.
- 2 Ariyuki Kondo, "George Edmund Street's Patriotic-Religious Vision: The Narrative Strategy of a Gothic Revivalist", The 6th International Conference of Design History and Design Studies, Osaka University, Osaka, JAPAN, October 25, 2008.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

近藤 存志 (KONDO ARIYUKI) フェリス女学院大学・文学部・准教授 研究者番号: 00323288